

# つくば市スタートアップ立地推進奨励補助金

スタートアップに対し、市内の**新たな事業所の設置**に要する経費の一部を補助します

申請期間（随時募集）

2023年4月1日（土）～ 2024年1月31日（水）

ただし、予算がなくなり次第、当該年度の申請受付を終了します。

対象経費

事業所の月額賃料（共益費及び光熱水費を除く。）

補助率

$\frac{1}{2}$

上限

月額  
5万円

期間

最大  
12か月<sup>※</sup>

※補助期間は年度を超えて適用します。  
なお、次年度分については再度の申請が必要です。

補助要件

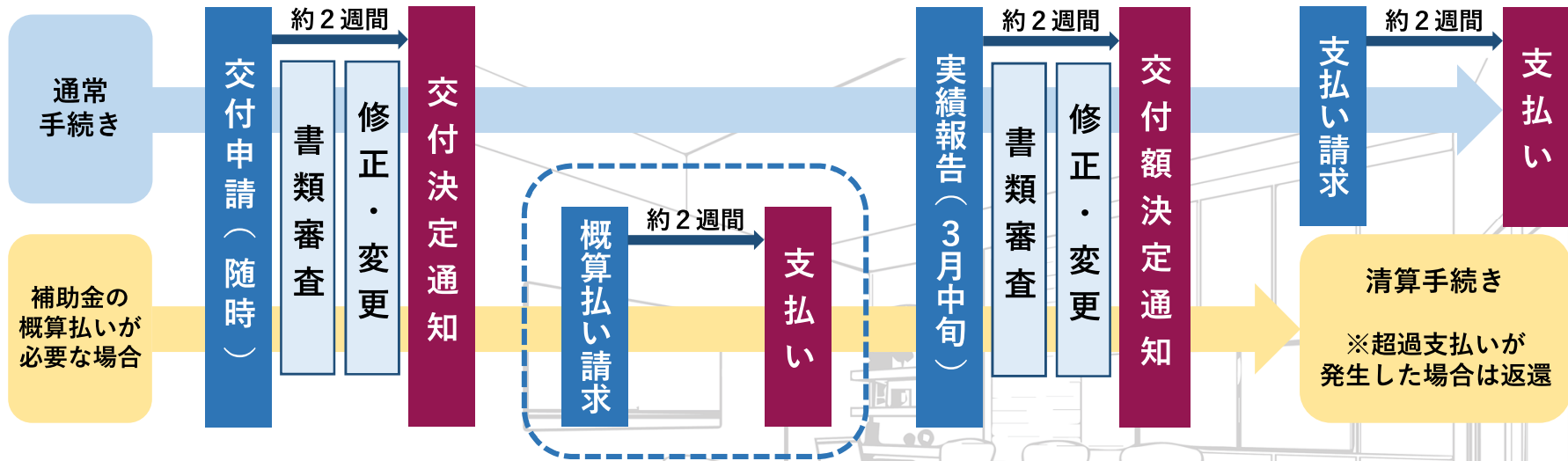
次の①～⑧のすべてを満たすスタートアップが対象

- ① つくば市スタートアップ登録制度（登録済or登録予定）
- ② 申請時点で、創業10年未満
- ③ 市内に事業所を開設（賃借開始月から当該年度の3月まで、かつ交付翌年度も継続賃借）
- ④ 補助後も継続して市内で研究開発又は製造を行う見込み
- ⑤ 自ら賃貸借を契約
- ⑥ 貸主と利害関係者でない
- ⑦ 研究開発又は製造に関する法令順守
- ⑧ 市税の非滞納者

次の場合は  
補助対象とはなりません

- ・ 交付決定日以前の賃料
- ・ 空間等を占有利用していないもの（例：コワーキングスペース）
- ・ 生活用居宅と同一にするもの
- ・ 暴力団、又は、役員が茨城県暴力団排除条例に規定する暴力団員等である者

## 申請手続きの流れ



## 申請に必要な書類

- ① 補助金交付申請書(様式第1号)
- ② 事業計画書・収支予算書(様式第1号別紙)
- ③ 賃貸借契約書の写し
- ④ 法人登記事項証明書の写し(個人にあっては個人事業の開業届出書の写し)
- ⑤ 納税状況確認同意書(様式第1号の2)もしくは市税に滞納がないことを証する書類の写し(申請日以前30日以内に発行されたものに限る。)
- ⑥ 事業実施に必要な許認可証の写し(事業実施に必要な許認可証がある場合のみ)

◆問い合わせ先  
つくば市政策イノベーション部スタートアップ推進室  
029-883-1111(内線6268) eco054@city.tsukuba.lg.jp

当該補助金の詳細は、  
市ホームページから

